

議案第 96 号

飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 225」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 6 年 12 月 17 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 省略	（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 省略

飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第２条関係）

改正後	改正前
（期末手当） 第５条 省略 ２ 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に<u>１００分の２３０</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４） 省略 ３ 省略	（期末手当） 第５条 省略 ２ 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に<u>１００分の２３５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４） 省略 ３ 省略